平成 24 年度税制改正 (租税特別措置) 見直し事項 (廃止・縮減)

(内閣府)

制度名	自由貿易地域及び特別自由貿易地域における特例措置
税目(条文番号)	法人税(租特法第 42 条の 9、第 45 条、第 60 条)
見	・自由貿易地域及び特別自由貿易地域を発展的に拡充し、国際物流拠点産業集積地域制度(仮称)(対象地域:現在の那覇空港・那覇港周
直	辺地域・中城湾港等を想定)を創設する。
L	
Ø	
内	
PA PA	平年度の増収見込額 20百万円 (制度自体の減収額) (- 百万円)
	沖縄の地理的優位性を活かし、アジア主要都市を結節する物流中継
	押縄の地理的後位性を活がし、アンア王安郁川を相助する初加中級 拠点を国内に新たに形成することで、アジアの物流需要とともにその
廃	成長と活力を取り込み、我が国主体の経済活性化に奇与することを目 指すため、那覇空港、那覇港及び中城湾港を拠点とする周辺地域に特
止	日9750、那朝至冷、那朝冷及び中城為冷を拠点と96周辺地域に特 区を創設し、国際物流拠点産業の集積を図る必要があるため。
又	
は	
縮	
減	
Ø	
理	
由	
1	